

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて提出する。

平成 16 年 6 月 30 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協定項目	1 6	公共的団体等の取扱いについて
<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの各種団体の事情を尊重しながら、統合又は再編にむけた調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 両町に共通する団体又は共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 なお、統合に時間を要する団体については、将来の統合にむけて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(2) 独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。</p>		